

すくも 市議会だより

第56号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第三回定例会は、平成二十二年九月一日に開会し、十三日間の会期で九月十三日に閉会しました。

議案の主な内容は、
次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第十五号）

今回の補正予算は、総額で二億二、七八二万五、〇〇〇円が増額補正され、累計で一〇五億三、一五六万六、〇〇〇円となりました。

（歳出の主なもの）

- CATV事業経営安定化支援貸付金 二、〇八二万円
- 地域公共交通活性化・再生総合事業負担金 五八四万円
- 財政調整基金積立金 一億三、三六三万円
- 宿毛市地域介護・福祉空間整備等補助金 四二二万円

九月定例会日程

| | | |
|---------|-----|----------------------|
| 9月1日（水） | 本会議 | 開会、議案上程 提案理由の説明 |
| 2日（木） | 休会 | 議案等精査 |
| 3日（金） | 休会 | 議案等精査 |
| 4日（土） | 休会 | 議案等精査 |
| 5日（日） | 休会 | |
| 6日（月） | 本会議 | 一般質問 |
| 7日（火） | 本会議 | 一般質問 |
| 8日（水） | 本会議 | 議案質疑、委員会審査 |
| 9日（木） | 休会 | |
| 10日（金） | 休会 | |
| 11日（土） | 休会 | |
| 12日（日） | 休会 | |
| 13日（月） | 本会議 | 委員長報告、質疑 討論、表決、閉会 |

（歳入の主なもの）

- 基礎保育園跡地整備工事費 三一〇万円
- 緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料 五一万円
- 宿毛市産業振興推進総合支援事業補助金 一六六万円
- 市道維持補修工事費 八八〇万円
- 小筑紫小学校スクールバス購入費 五〇〇万円
- 地方交付税 一億八、五五九万円
- 財政調整基金繰入金 △四、五九六万円



条 例

◎宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について

平成二十三年四月一日から、栄喜小学校が小筑紫小学校へ統合されることに伴い、両条例から栄喜小学校に関する記述を削るため、二条例を一括で一部条例改正しようとするものです。

そ の 他

◎字の区域及び名称の変更並びに字の区域の廃止について

宿毛市駅東地区土地区画整理事業が、平成二十二年五月に工事完了したことに伴い、本区域内の細かく分かれた字を、「駅前町一丁目及び二丁目」並びに「駅東町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目」に変更すること並びに現行の字の区域を廃止することについて、地方自治法第二六〇条第一項の規定により、議会の議決を求めるものです。

◎工事請負契約の締結について

両議案の工事とも、平成二十一年度の繰越事業として、公共投資臨時交付金を充当し、地上デジタル放送の難視聴地域及びブロードバンドゼロ地域への解消等、情報格差是正に向けた情報通信基盤整備を行うおうとするものです。

まず、議案第二十七号は、センター局となるスワンテレビ及びサブセンター局となる総合運動公園への情報機器設置等に係る工事を実施するにあたり、「三菱電機株式会社四国支社」と七億一、四〇〇万円円で工事請負契約を締結することについて、また、議案第二十八号は、市内各地域への光ファイバー網敷設に係る工事を実施するにあたり、「日本コムシス株式会社高知営業所」と三億三、一八〇万円円で工事請負契約を締結することについて、それぞれ、地方自治法第九六条第一項第五号の規定により、議会の議決を求めるものです。



| 議案番号 | 件 名 | 議決結果 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 第1号 | 平成二十一年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について | 継続審査 |
| 第2号 | 平成二十一年度各特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算認定について | 継続審査 |
| 第14号 | 平成二十二年年度一般会計補正予算について | 原案可決 |
| 第15号 | 平成二十二年年度各特別会計（国民健康保険事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療）並びに水道事業会計補正予算について | 原案可決 |
| 第24号 | 宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第25号 | 字の区域及び名称の変更並びに字の区域の廃止について | 原案可決 |
| 第26号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 |
| 第27号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 |
| 第28号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 |

提出された議案等

決算特別委員会

（平成二十二年九月十三日設置）

平成二十一年度各会計決算認定議案（議案第一号）議案第十四号）は、決算特別委員会を設置し、閉会中の継続審査を行うことになりました。

- 委員長 西村 六男
- 副委員長 岡崎 利久
- 委員 今城 誠司
- 〃 野々下昌文
- 〃 松浦 英夫
- 〃 浅木 敏
- 〃 有田 都子
- 〃 浦尻 和伸



一 般 質 問

九月定例会の一般質問は、六日、七日の二日間に七人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。

松浦英夫 議員

「広報すくも」について

問 身近で大切な広報誌であるが、毎月掲載をしている「市長雑感」の内容について、大変疑問を抱く方がいる。「市の公金を使ってまで、掲載する必要はないのではないか、自己宣伝に利用されているのではないか。政治的な問題では、市長自身の私見に基づいた執筆となっている。」

答 このような「市長雑感」を、今後も引き続き掲載をしようとしているのか、誤字等をなくし的確な情報を市民に提供するための編集体制はどのようになっているのか問う。

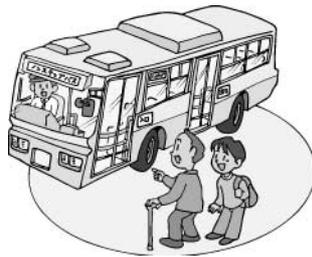
問 自己宣伝ということではなく、公人たる市長が何を考え、何を思っているか、皆さ

んに知らせるのは義務だと思っている。これからも執筆したい。編集体制は、企画課の職員が担当し、外部のアドバイザーの助言をいただき、できるだけ「見やすい、読みやすい」広報にしたい。誤字、脱字を無くすよう努めていく。

地域公共交通体系の充実について

問 政治とは、住民が安心して生活出来る環境を整備しなければならぬ。公共交通の空白地域で生活をされている移動手段を持たない高齢者を中心とする交通弱者の皆さんは、病院への通院や買い物にも大変不便をきたしている。高齢者の交通事故防止という観点からも「公共交通体系の充実」が求められている。どのような対策を講じているのか問う。

答 朝夕一回のスクールバスに混乗という形をとっているが、昼にも買い物や通院用に利用できないか、経費の問題もあるが検討している。高齢者の事故防止対策として免許を返納された方に格安の定期券の発行を実施しているが利用者が少ない。公共交通機関の存続なくしては、住民の利便性の向上はないということ、住民のニーズを調査する必要がある。



今城誠司 議員

総合計画について

問 計画的な行政運営を行うため、市町村には総合計画の

策定が義務付けられているが、本市の今期総合計画は今年度をもって終了する。

平成二十三年度から十年間を期間とする次期計画策定に向けた取り組み状況を問う。

答 現在、全計画の策定手順及び実施計画の事業内容等について、調査検討を行っている。計画策定については、審議会による策定方法を予定しておりその工程については、まだ決定していないが本年度内に総合計画作成できるように、現行の計画を検証しながら、計画が実現可能な総合計画づくりに向かって努力していく。

全国学力学習状況調査結果について

問 本年度の全国学力学習状況調査結果について本市の状況を問う。

答 小学校については、調査開始以来、国語・数学ともに全国平均もしくは平均を少し下回る程度で推移していたが、今年度は少し改善が見られ十分全国平均に乗った結果となっている。

中学校については、昨年度まで全国平均を少し下回る程

度で改善傾向が続いていたが、今回は全国平均との差が開いた結果となり、大変残念に思っている。

速やかに調査結果を細かく分析調査し、今までの取り組みを再点検する中で危機感を持って、学力向上への取り組みを行っていく。



有田都子 議員

手話の普及について

問 十月より開催される手話講座は、参加者多数の充実した講座が望まれる。

答 各種団体への働きかけ等活発な周知活動の展開、また、市職員も多数受講してもらいたいが今後の取り組みを問う。

問 聴覚障がいの方との交流

促進と手話の普及のため、十月より週一回、社会福祉センターで手話奉仕員養成講座を開く。

市民の中へ手話を広げるとともに、聴覚障がいの方の来庁時、迷惑のわからない対応ができるよう職員にも積極的参加を呼びかけたい。

花へんろウオークの今後について

問 宿毛の遍路道を学ぶ形から出発したへんろ道ウオークは市外にも募集を広げ観自在寺から延光寺までを歩く、「花へんろウオーク」として昨年度、一回目を刻んだ。今年度も予定されている第二回の内容と今後の方向性を問う。

答 二回目は来年一月十六日実施の予定で、昨年同様の二八キロコースの他に、福祉センターから貝塚のへんろ道を經由し、延光寺まで歩く短いコースを設ける。

当ウオークは健康づくりはもとより、へんろ道文化への理解、関心を高める機会ともなり、宿毛を宣伝するイベントとして今後も継続していきたい。



潮干狩り場の再生への取り組みについて

問 小筑紫、湊方面の海岸沿いの干潟を今一度アサリ掘りの出来る場へと再生させるための取り組みを問う。

答 アサリ減少の原因究明は難しいが、県の水産試験場、宿毛漁業指導所とも連携し、情報収集を行っている。

また、松田川河口等での実態調査も実施している。来年度から伊与野川河口等でのモニタリング調査を行う計画をしており、その解析により、アサリの放流が可能と

なれば、宿毛市ふるさと寄附金等も活用し、潮干狩り事業も取り入れたいと考えている。



岡崎利久 議員

第三回宿毛花へんろマラソン二〇一〇ーについて

問 今回、どうして三キロ、五キロの種目を廃止し、新たに一〇キロの種目を設けたのか。また、フルマラソンについては募集人員を一、五〇〇名と増員しているが目標人員について問う。

答 高校生や小中学生の積極的な参加が少ないことや、一般ランナーの声として、五キロより一〇キロ、ハーフを走りたいとの意見が多くあることを踏まえて、他の大会等も参考にしながら、実行委員会と協議した結果、三キロ、五キロを廃止し、新たに一〇キロを設け開催することとした。

フルマラソンの目標人員については、一、〇〇〇名以上と思っている。



宿毛市立学校施設整備等基金条例について

問 宿毛市立学校施設整備等基金を取り崩し、AEDを購入したのか、また、現在の運用方法についても問う。

併せて条例を改正する以前の「宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例」と同じ目的、運用方法をしているのであれば、元の条例に変更できないのかを問う。

答 別途財源を確保したので、基金を取り崩してはいない。

運用状況については、条例改正以前と同様に、利息分のみを宿毛小学校の図書購入資金に充当をしている。

また、現在の条例については、寄附者の御遺族の承諾を頂き、市内小中学校の教育の振興を図る目的で、議会の議決を得て、改正したものである。現在、基金の取り崩しがなされていないとの理由で、直ちに改正することは難しいと考える。

また、この基金の運用についても、市長部局とも協議し、この基金を安易に取り崩すことではなくて、必要なきに活用し、財源の許す限り、基金に積み増しをして、基金を充実させ、宿毛市の教育の振興に活用していきたいと考えている。



浅木 敏 議員

住宅用火災警報器の設置について

問 来年六月までに住宅用火災警報器の設置が義務づけられているが、高知県は設置率が三四・一％で全国最下位となっている。県内七市町村が自治体予算で購入し、無料配布している。また、十市町村は独居老人世帯などに無料配布、または補助金を出している。自治体によっては五千元まで公費負担をしているところもある。宿毛市でも災害弱者の世帯だけでも公的助成をするべきではないか。

答 火災報知器の設置については、市政懇談会でも同じ質問が出た。片島地区を対象にした調査をしたが、八・六％で普及率は非常に低い。他の自治体のことを出されているが、本市の財政状況等、いろいろ勘案をした結果もあり、個人で設置していただきたい。

また、この基金の運用についても、市長部局とも協議し、この基金を安易に取り崩すことではなくて、必要なきに活用し、財源の許す限り、基金に積み増しをして、基金を充実させ、宿毛市の教育の振興に活用していきたいと考えている。

学校での熱中症対策について

問 東京と埼玉で八月中旬、猛暑の中で野球の部活動中に生徒が熱中症で倒れた。事故防止のために、宿毛市教育委員会としての児童と生徒に対する熱中症対策を聞く。また、子供が夏休み中も教職員は冷房設備のない職員室で仕事をしている。愛南町は全ての学校の職員室等へ冷房設備をしている。教職員を熱中症から守るための冷房設備設置について問う。

答 宿毛市でも中学校の部活動中に熱中症と思われる症状が五件発生している。また、小学校の一件は教職員が勤務中に気分が悪くなって帰宅した。市教委としても、国が作成したリーフレット、DVDの配布を行い、教職員並びに児童生徒の熱中症対策の徹底を図っている。学校の冷房設備は市内小中学校十五校のうち、職員室に設置は六校である。真夏の室内勤務であり、冷房設備は必要と考える。今後二、三年のうちに設置できるよう努力する。



濱田陸紀 議員

宿毛市中心市街地活性化基本計画について

問 車社会の進展、消費者のライフスタイル変化などにより、本市においても中心市街地の空洞化が深刻化している。こうした状態に対応するため、平成十年七月、中心市街地活性化法が施行され、平成十八年八月に同法が改正されたが、これに関連して昨年度から作成している宿毛市中心市街地活性化基本計画について所見を問う。

答 現在の目標としては、本年度中に内閣府への認定申請を行ない、二十三年度から五年の事業を計画している。二十一年四月に中心市街地活性化準備協議会を発足させ、テーマごとに五つの作業部会で協議を重ね、市民からの様々な意見を集約しながら、構想

案をまとめている。今後地元との調整や財政裏づけ等の仕分け作業を行わなければならないと考えている。

吉田茂像の移転について

問 吉田茂先生の像は高知龍馬空港の敷地内に、ひっそりと建立されている。出身地である宿毛市に移転すべきではないか。

また、吉田邸が火災で全焼したことに伴い、大磯町では再建プロジェクト会議を設置し、寄附金の募集を行っている。本市として意気込みを示して、浄財や材木の提供を考えたかどうか。

答 吉田茂像の移転について県に確認したところ、以前にも移転の声があったが、経費や県民意見の収集、検討メンバーの人選など様々な課題があり、現時点では具体化していないとのことである。

県の移転計画が白紙の状態であり、しばらく推移を見守る必要がある。吉田邸再建は基本的には大磯町の考えで再建されるべきではないかと思うが、吉田茂

先生は本市とは非常にゆかりが深い方であり、今後、興味を持って注意深く見守ってほしい。



なかったか。

旧町内を文教、商業、公園、福祉の各エリアに区分し、再開発するようだが、大がかりな商業ゾーンの復活を目指しているように見える。

国より最大三分の二の補助金が交付されるとは言え、真丁商店街の現状や郊外の商業地域との両立、本市の購買力や人口推移等を考えると再生は困難に思える。

また、林邸、梓公園、道路等の基盤整備事業を官で実施することになるが、莫大な財政負担となる。

計画の中に肝心な商人の顔が見えない。地域住民も望んでいるのか。何のために、誰のためにやるのか慎重に検討すべきではないか問う。

宮本有二 議員 中心市街地活性化 について

問 まちづくり会社と本市が官・民一体で取り組む基本計画では、来年度より五カ年で実施するとあるが、青写真の段階から議事に報告すべきで

答 昨年度、文化環境研究所へ委託した都市再生基本計画が本年三月にまとまり、それをもとに七月に活性化協議会で基本計画打ち合わせ資料が出来上がった。議会にお示しすることが遅れたことは申し訳ない。多種多彩な事業項目が出されているので、ある程度仕分けが進捗した段階で報告すべきと考えていた。

今後、財政的な裏づけを検討し、各種事業の仕分けを行

い、身の丈にあった、宿毛らしい町づくりの実現に取り組む。林邸は、文教センターの補完施設として整備し、早稲田セミナーハウスを併設する計画があるが、用地の購入も決定していない。商業ゾーンを大きく計画しても無理があるのではないかと思う。投資に見合う効果を求めて、賑わいの再生による町づくりに取り組み。ご指摘のように政府に対しても空洞化した中心市街地に限定することなく、地方の実状にあった生きた交付金の出し方を要望していく。



● 議会を傍聴しませんか…

議会の傍聴は、どなたでもできます。

次の定例会は12月上旬の予定です。詳しくは、

議会事務局までお問い合わせください。(☎63-2907)

なお、委員会の傍聴をご希望の方は事前に議会事務局までお申し出下さい。



★ 会議録の 閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

九月定例会の会議録は十二月上旬にできる予定です。市立坂本図書館及び各支所でご覧になれます。ご利用ください。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



○行政視察報告○

議会改革調査特別委員会が先進地視察を実施しましたので、その概要を報告します。

日時 七月二十九日
視察地 愛媛県伊予市

◎自治基本条例について

自治基本条例とは、分権型社会に対応し、地域の自立を実現すべく、情報の共有や参加・協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、議会、市長・行政のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画・審議会等への市民参加など自治の基本ルールを定めたものである。特に行政が公共サービスを独占し、市民は行政に依存するという関係を根本から変えて、市民と行政がより良いパートナーシップを築き、それぞれ自分の責任をしっかりと果たしながら、「協働」のまちづくりを進めるための基本ルールを定めている。

伊予市の自治基本条例の特徴として、第二十四条において、住民自治組織の規定を設け、地域ごとの課題に民主的に対応できるよう、その地域の住民の誰もが参加でき、かつ、自発的に

組織される団体である住民自治組織が行政との役割や責任の分担のもと、福祉、環境、防災、教育などの公共的事業を実施していくと規定していることである。また、第二十五条では、市民、住民自治組織及び執行機関が連携し、協働を推進する拠点として、市内各所に自治支援センターを設置することを規定している。

平成二十年六月には伊予市初の住民自治組織「住民自治されだに」が設置され、特産品の開発や環境美化などの活動をしていく。住民自治組織については、補助率二分の一で、一〇〇万円を上限に最長五年間補助する制度を設けているが、現実には自己資金の調達が困難なため、補助金三〇万から五〇万程度の活動にとどまっている。また、立ち上げの際には、専属の職員二名体制でバックアップして何とか実現した経過があるが、役員の業務も大変負担になっているのが実情である。今後、ほかの

地域で住民自治組織の立ち上げを円滑に行うためには、地域リーダーの育成や補助期間終了後も持続的な活動を行うための活動資金をいかに確保していくかなど課題も多い。また、本条例の存在自体も住民に浸透しているとは言い難く、今後とも周知活動に力を入れていく必要があるが、職員の立場としては、様々な施策を展開する上で、常に市民の参画と協働を意識するようになっており、その意味での条例制定の効果は上がっている。

今後は、自治基本条例から委任されている事項である行政評価、意見公募手続きの制定、審議会委員の公募などの推進や、参画協働推進委員会の設置、自治基本条例に掲げている理念・原則等を実現するための新たな

日時 七月三十日
視察地 徳島県鳴門市

◎議会改革について

鳴門市の議会改革への取り組みに至る背景には、平成十七年の衆議院議員選挙において、議員七名が選挙違反容疑で逮捕され、市議会が自主解散したことがある。この議員七名の選挙違反事件は、市民の議会に対する厳しい意見を受け、議員それぞれが

制度の創設など、本条例に基づく施策を積極的に展開していく必要がある。



従来の議会のあり方や定数などを見直す契機となり、解散前には、党派や議長からの議会改革案の提案を元に議会改革を行うことや倫理的規範遵守の決議を行うことで市議会の意思統一が図られた。

自主解散前の定数は二十六人、現在は四人減の二十二人であり、報酬は現状維持の四一、〇〇〇円である。今まで鳴門市としては報酬は維持しながら、定数

の削減で議会費の削減を行ってきた。定数と報酬については、いろいろな意見があるようだが、まず報酬については生活していけるような額を残しておくかないと、議員の仕事が魅力のないものになって、若い人が出てこられなくなり、年金受給者のような一定の生活条件を具えた人ばかりになってしまふことに危惧を抱いている。従って、今のところは、多様な年齢層の人が出てこられるような水準を維持したいと考えている。定数については削減せよという言葉は簡単に出てくるが、逆に定数を減らさないための努力と、市民に対して議員の仕事を理解してもらおう活動をどうしていくかを考えるべきであり、世間の目を議員は必要だという方向にするには、議会活動をどう活性化していくかが重要である。総じて議員の数を減らせではなく、一生懸命やっている議員は残してほしいという評価を得るために努力する必要がある、そのためには可能な限り議会にも足を運び、言わば専門に近い議員活動をやっていくような、日々の努力を重ねる必要があるとの考え方をもっている。

一問一答は、予算決算委員会の全体質疑で導入しており、反問権、議員間討議については、

政策特別委員会でのみ認めている。予算決算委員会は常任委員会になっており、議長を除く全ての議員で構成される。他に所管に分かれた三つの常任委員会があるが、ここでは条例と請願を審査する。以前は陳情が多くあったが、陳情はやめて、特に必要なものは議員が責任をもって請願を出すことにし、紹介議員の説明と請願人にも来ていただくという形で、説明をさせていただくようにしている。また、一日一委員会で開催することとしている。

議案審査のための執行部提出資料は開会五日前までに配布されており、その内容については、執行部と協議のうえ、予算要求ベースの資料と同じものとしている。

会派執務室の設置状況については、従来、各会派控え室を設けていたが、選挙違反の事件を受け、密談等を避けるためにも議員控室をオープンにすべきということとなり会派控室を廃止し、オープンスペースの議員控室としている。

議会報告会の開催状況については、市の現状や議会活動の実情について議員自らが出向き、市民に説明し市民の生の声を今後の議会活動に生かすことを目的とする、市議会からの情報発信を実施することとした。情報

発信の最初のテーマとして、債務超過となっている運輸事業(市営バス事業)を取り上げ、平成十八年十月より十二月初旬までの間に市内十六箇所の自治振興会に議員それぞれが分担して出向き、現状説明を行った上で市民の意見を聴取した。各種メディアを活用した議会広報の状況については、平成十九年第三回定例会より、インターネットによる映像配信を開始した。市長所信表明、議案説明、一般質問のほか、予算決算委員会の全体質疑の模様、議案採決の模様を生中継するとともに録画配信を実施している。

政務調査費については、平成二十一年第一回定例会において、「鳴門市議会政務調査費に関する情報を公開する条例」を制定し、四月一日より施行している。この条例に基づき、議員は政務調査費に係る収支報告書を提出する際、領収書等及び会計帳簿等を併せて提出しなければならぬ。また、議長はこれらの提出書類を五年間保存するとともに、その写し等を作成し、情報公開条例に基づき一般に公開している。また、従来は簡略な内容であった使途基準について、全一章二十四条からなる「鳴門市議会政務調査費使途基準詳細規程」を制定し、各経費について

詳細に使途や基準について定めている。金額は一人当たり年額三〇万円である。

議会基本条例の制定状況については、平成十九年第二回定例会閉会后、有志により準備委員会が結成され、議会基本条例の先進地視察を行うなど研究を重ね、その結果が「鳴門市議会基本条例の骨子」としてまとめられたことがきっかけとなり、平成十九年第三回定例会において「鳴門市議会基本条例の制定に関する決議」を可決した。その後、議長の諮問により議会運営委員会内にプロジェクトチームを結成し、条例の構成や原案の作成について調査・研究を行うとともに、適宜、全員協議会を開催し全議員で検討を行うなどして協議を重ねた結果、本年六月定例会において議案上程、可決された。鳴門市の議会基本条例は、北海道の栗山町の条例を参考にしたような一般的な議会基本条例ではなく、鳴門市独自の視点で作成されている。その結果が、政策特別委員会を設置し、その中で市長と議員とで自由な政策討議を行うことや、議長の指名する特別職の創設である。なお、本条例は、議会可決後、市長から再議の申し出があったが、その手続きを巡って、執行部、議会双方に見解の相違

があり、公布されず宙に浮いた状態になっている。そのため、現在、県の自治紛争処理委員会に調停中である。その他、予算・決算審査において、各財務諸表の分析による事業の健全性や費用対効果について検証できる技術を取得するため、公認会計士を招いて会計セミナーを実施したり、議員有志により重要施策についての研究会を立ち上げるなど、研修活動を盛んに行っているほか、議員やその親族による市の工事請負禁止などを盛り込んだ議員倫理に関する独自条例を制定するなど、様々な議会改革に取り組んでいる。



編集後記

今年の夏は大変な猛暑であり、全国各地で熱中症により多くの犠牲者が出ましたが、暑さも一段落し、すっかり秋本番となりました。大変な猛暑の中での、九月定例会でありましたが、七名の議員が登壇をし、一般質問を通じて執行部と活発な論議を交わしました。

議会といたしましては、市民の皆さんからのご意見を参考にしながら議会改革に取り組む決意であります。

今後、市民の幸せと市勢発展に向けて努力をしまいにありますので、更なるご指導を宜しくお願いいたします。

編集委員

- 松浦 英夫
- 今城 誠司
- 野々下 昌文
- 宮本 有二
- 濱田 陸紀